

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

1 都市計画生産緑地地区中、常松1丁目3-1生産緑地地区ほか4地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
常松1丁目3-1生産緑地地区	約0.07ha	
常松1丁目2-1生産緑地地区	約0.17ha	編入による約0.03haの増
大西町3丁目3生産緑地地区	約0.16ha	
食満3丁目4生産緑地地区	約0.24ha	
若王寺1丁目2生産緑地地区	約0.27ha	

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

2 都市計画生産緑地地区に、1地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
若王寺1丁目2-1生産緑地地区	約0.10ha	分断による追加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

3 都市計画生産緑地地区中、武庫元町2丁目4、武庫町2丁目4の各生産緑地地区を廃止する。

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。